

を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定による改正後の消費税法（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号並びに第四十二条の十九の四第二項第一号において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

6 居住者が、住宅の取得等をし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋を平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び第八項において「居住年」という。）以後十五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項、第八項及び次条第一項において「特例適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特例住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日ににおける特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特例借入限度額を超える場合には、当該特例借入限度額）に特例控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、第一項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年一日から同年六月三十日までの期間（第四項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間」とあるのは「十五年間の各年（同日」と、第十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、第十六項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第十一項及び第十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十五年間」とする。

3 居住者が、住宅の取得等をし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋を平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後十五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「特例適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項及び次条において「特例住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、第一項中「十年間（同日（以下この項、次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間」とあるのは「十五年間の各年（同日」と、第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第十一項及び第十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十五年間」とする。

一 居住者が平成十九年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合 そ

の年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額

が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・六パーセントに相当する金額

ロ 特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合 その

年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・六パーセントに相当する金額

二 居住年が平成二十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合 その

年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・六パーセントに相当する金額

ロ 特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合 その

年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円）の〇・四パーセントに相当する金額

7| 前項に規定する特例借入限度額は、居住年が平成十九年である場合には二千五百万円とし、居住年が平成二十年である場合には二千五百万円とする。

8| 第六項に規定する特例控除率は、特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合には〇・六パーセントとし、特例適用年が居住年から十一年目に該当する年以後の各年である場合には〇・四パーセントとする。

9| 第六項に規定する居住者が、二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅

の取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第六項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

10| 居住者が、国内において、認定長期優良住宅（住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものをいう。）若しくは認定低炭素住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（以下こ

4| 前項に規定する居住者が、二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の

取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、前項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

5| 居住者が、国内において、認定長期優良住宅（住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものをいう。）若しくは認定低炭素住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（以下この項及び第八項から第十一項までにおいて「認定住宅」と総称する。）の新築又は認定住宅で建築後

の項及び第十五項から第十八項までにおいて「認定住宅」と総称する。) の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項及び第二十一項において「認定住宅の新築等」という。)をして、当該認定住宅を平成二十一年六月四日から平成二十九年十二月三十一日までの間(認定低炭素住宅にあつては、同法の施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間)に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(次項及び第十二項において「居住年」という。)以後十年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅特例適用年」という。)において「認定住宅特例適用年」(以下この項において「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等(以下この項において「認定住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の合計額(当該合計額が認定住宅借入限度額を超える場合には、当該認定住宅借入限度額)に認定住宅控除率を乗じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

使用されたことのないものの取得(以下この項、第十四項及び次条において「認定住宅の新築等」という。)をして、当該認定住宅を平成二十一年六月四日から平成二十五年十二月三十一日までの間(認定低炭素住宅にあつては、同法の施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間)に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(以下この項において「居住年」という。)以後十年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「認定住宅特例適用年」という。)において当該認定住宅の新築等に係る住宅借入金等(以下この項及び次条において「認定住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

- 一 居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である場合 その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円)の一・二ペーセントに相当する金額
- 二 居住年が平成二十四年である場合 その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一ペーセントに相当する金額
- 三 居住年が平成二十五年である場合 その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一ペーセントに相当する金額

11 前項に規定する認定住宅借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合(居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得(第五項に規定する特定取得をいう。第三号において同じ。)に該当するものであるとき)に限る。) 五千万円

二 居住年が平成二十四年である場合 四千万円

三 居住年が平成十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。） 三千万円

12 第十項に規定する認定住宅控除率は、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし、居住年が平成二十四年から平成二十九年までの各年である場合には一パーセントとする。

13 第一項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額（百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

14 省略

15 第一項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第十項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十二条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十七条の五の規定の適用を受ける場合にはその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

16 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第十項の認定住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びに当該居住の用に供した当該認定住宅並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十二条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡

6 第一項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額（百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

7 同上

8 第一項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十二条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

9 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びに当該居住の用に供した当該認定住宅並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十二条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡

につき第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税について、同項の規定は、適用しない。

17| 第一項及び第十項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第十項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十二条の十九の四第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

18|

第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（第二十一項において「給与等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第十項の認定住宅をその者の居住の用に供しなくなつたことにより第一項の規定の適用を受けられなくなつた後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を再びその者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

省略

20| 19|

税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第十八項の規定を適用することができます。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

21| 居住者が、住宅の取得等又は認定住宅の新築等をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該

につき第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五又は第三十七条の九の二の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

10|

第一項及び第五項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第五項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十二条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

11|

第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（第十四項において「給与等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第五項の認定住宅をその者の居住の用に供しなくなつたことにより第一項の規定の適用を受けられなくなつた後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）を再びその者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

同上

12|

税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第十一項の規定を適用することができます。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

13| 居住者が、住宅の取得等又は認定住宅の新築等をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該

増改築等に係る部分に限る。) 又は当該認定住宅の新築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者から転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由(次項において「特定事由」という。)に基因してこれらの家屋(当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。)をその者の居住の用に供しなくなつた後、これらの家屋を再びその者の居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間(同項に規定する十年間をいう。)の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年(その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年)以後の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

22 前項の規定は、同項の居住者が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を特定事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類(次項において「再居住等に関する証明書類」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

23 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第二十一項の規定を適用することができる。

24 省略
25 省略
26 省略
27 省略

第六項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 前項の規定は、同項の居住者が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類(次項において「再居住等に関する証明書類」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

16 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第十四項の規定を適用することができる。

20 同上
19 同上
18 同上
17 同上

第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二 居住者が、前条第一項に規定する適用年（特例適用年又は認定住宅特例適用年を含む。以下この条において同じ。）において、二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、前条第二項、第六項及び第十項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 前条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額
二 前条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。） 当該認定住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額
三 前二号に掲げる住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額（以下この条において「他の住宅借入金等の金額」という。） 当該他の住宅借入金等の金額につき前条第二項の規定に準じて計算した金額

2 前項ただし書の控除限度額は、居住者が適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 特例住宅借入金等の金額 特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例借入限度額を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの特例住宅借入

第四十一条の二 居住者が、その適用年において、二以上の居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一年とみなした場合における居住年）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額）とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該特例住宅借入金等の金額 当該特例住宅借入金等の金額につき前条第三項各号の規定に準じて計算した金額
二 当該認定住宅借入金等の金額 当該認定住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三 前二号に掲げる住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額 当該住宅借入金等の金額につき前条第二項各号の規定に準じて計算した金額

2 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成十六年 五十万円
二 平成十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

金等の金額ごとに、これらの特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額)

二 認定住宅借入金等の金額 認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条

第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じて計算した金額(二)以上の住宅の取得等に係る認定住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの認定住宅借入金等の金額に係る居住

認定住宅借入金等の金額ごとに、これらの認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十

二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額)

三 他の住宅借入金等の金額 他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条

第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じて計算した金額(二)以上の住宅の取得等に係る他の住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの他の住宅借入金等の金額ごとに、これらの他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額)

3 二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした前条第一項に規定する居住用家屋、既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等)ごとにそれぞれ一の住宅の取得等)として、同条又は前二項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成十三年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、当該住宅の取得等に係る居住日が平成十三年前期内の日であるものと平成十三年後期内の日であるものとがあるとき 居住日が平成十三年前期内の日である住宅の取得等と居住日が平成十三年後期内の日である住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

二 当該居住日の属する年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に

口 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

三 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

四
四 平成十九年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

五 平成二十年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得

係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき 認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

三 当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、前条第五項に規定する特定取得（以下この号において「特定取得」という。）に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等）

等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

四 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円

二 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十五万円

ヘ 平成二十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

六 平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつて

は、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。) に係る住宅借入金等の金額(その居住年が平成二十一年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。) が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ハ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

二 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。) に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

ホ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ヘ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからホまでに掲げる場合を除く。) 二十五万円

ト 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからヘまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

七
イ 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

平成二十二年 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。) に係る住宅借入金等の金額(その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。) が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 五十万円

ハ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

三 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十七万五千円

ホ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ヘ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）二十五万円

ト 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）二十万円

ハ

平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

- 三 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イから八までに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円
- ホ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イから二までに掲げる場合を除く。） 三十万円
- ヘ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年若しくは平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十五万円
- ト 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 三十万円
- 九| 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ| 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円
- ロ| 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円
- ハ| 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年若しくは平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円
- 二| 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年又は平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 四十万円

く。) 三十万円

ホ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年若しくは平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額又は平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十五万円

ヘ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ト 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合

（イに掲げる場合を除く。） 五十万円
ハ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十五年十一月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあっては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イから三までに掲げる場合を除く。）二十五万円

ヘ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年若しくは平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）二十万円

ト 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）十五万円

チ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）十二万五千円

十一 平成二十六年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合六十万円

ロ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円
ハ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二

十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ホ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）二十五万円

ヘ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）二十万円

ト 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）十五万円

チ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）十二万五千円

リ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからチまでに掲げる場合を除く。）十二万円

十二 平成二十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額

が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十五万円

ヘ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ト 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又は平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。） 十五万円

チ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからチまでに掲げる場合を除く。） 十二万五千円

リ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからチまでに掲げる場合を除く。） 十二万円

十三 平成二十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額イ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二

十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

二 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ホ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）二十万円

ヘ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）十五万円

ト 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）十二万五千円

チ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからトまでに掲げる場合を除く。）十二万円

十四 平成二十九年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合六十万円

ロ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）五十万円

ハ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

三 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額

が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ヘ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 十二万円

ト 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。） 十万円

十五 平成三十年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額

が含まれる場合 六十万円

ロ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

ニ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

ホ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

十六 平成三十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

- 口 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円
- ハ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円
- 二 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円
- ホ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円
- 十七 平成三十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 六十万円
- ロ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円
- ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十万円
- 二 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 二十万円
- 十八 平成三十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額

が含まれる場合 四十万円

口 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）三十万円

ハ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）二十万円

十九 平成三十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 三十万円

ロ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）二十万円

3|

第一項の場合において、その適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等（前条第三項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額及びその居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等（前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額から成る場合には、当該適用年における前条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項並びに同条第三項及び第五項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額と認定住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした特例住宅借入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）との合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4| 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年区分に応じ当該各号